第516号

主な記事

・窓口負担免除等県へ要請（1面）
・個別指導対策講習会　（1面）
・盛岡市歯科医師会と懇談（2面）
・総会記念講演要旨　　（3面）
・岩手県知事選アンケート（4面）

岩手県保険医新聞

発行所
岩手県保険医協会
〒020-0034
盛岡市盛岡駅前通15－19
TEL 019-651-7341(代)
FAX 019-651-7374
発行人　南部淑文
https://www.i-hoken-i.org
購読料　年2,400円（〒別）
会員の購読料は会費に含まれています。

被災者の窓口負担免除など県へ要請

野原部長（右）に要請

当協会は8月5日(月)、岩手県に対して東日本大震災被災者の医療費窓口負担免除の継続などを求める要請を行いました。県の野原勝保健福祉部長などが応対しました。出席者及び要請事項は下記の通りです。

黒田副会長のあいさつの後、小山田副会長より資料説明が行われ、野原部長より要請事項に対する回答がありました。

被災者の窓口負担免除について野原部長は、当協会のアンケート調査に敬意を表した上で、市町村の意見も聞きながら検討していきたいと回答しました。

中卒までの医療費助成現物給付については、滝沢市が8月から助成対象を中卒まで拡充したため、県内全ての市町村が中学生までの助成となった。県としては足並みをそろえて進めたいと考えていたので、前向きに検討していきたいと述べました。

難病医療費助成に関する診断書料の助成については、国が全国一律で実施すべきだとし、国が診断書料の負担軽減の検討をしてはどうかという厚労省の専門委員会での意見もあるので、動向を注視していきたいと回答しました。

懇談では、黒田副会長が医療費助成を進めると時間外受診が増えるとの誤解は保団連の本田理事の分析でも明らかなので、このデータを県政でも活用して頂きたいと述べました。

坂副会長は、人口減少が進行しているが子育てを支えるシステムを構築して頂きたいと意見を述べました。

最後に小野寺副会長より謝辞が述べられ、懇談は終了しました。

出席者：

岩手県―
保健福祉部長　野原　勝氏
健康国保課総括課長　佐々木　哲氏

岩手県保険医協会―
黒田　康之　副会長
坂　正毅　副会長
小山田榮二　副会長
小野寺けい子副会長

要請事項：

（被災者の免除について）

1．2020年1月以降も、被災者の医療費一部負担金の免除を継続してください
2．既に一部負担金免除が打ち切られた社保の被災者について、免除を復活するよう国に要請してください

（子ども医療費助成について）

1．中学校卒業まで現物給付を実現してください

（難病医療費助成について）

1、難病患者が経済的負担なく診断書の交付が受けられるよう診断書料を助成してください

個別指導の仕組み・カルテ記載の要点等を学ぶ

医科　個別指導対策講習会を開催

当協会社会保険部は8月24日(土)二戸市で、8月26日(月)花巻市で、医科の個別指導対策講習会を開催しました。保険医療機関に対する指導や個別指導の仕組み、カルテ記載の要点等について学びました。

この他、個別指導選定の理由、高点数による選定のサイクル、持参書類、準備の要点、当日の心構え、指導後の措置、自主返還を求められたケースなど多岐に渡りました。また、保険医の味方となる行政手続法についても学びました。

個別指導は不安・面倒というイメージがありますが、講習会は個別指導に対する正しい理解と近年の傾向を知り、そうしたイメージを少しでも払拭し、適切に対応することを目的としています。

いずれの会場も参加可能ですのでぜひご参加下さいますようお待ちしております。

昨年度の指摘事項（自主返還を求められたケース）

医学管理等―

①主病でない患者に算定している特定疾患療養管理料については、その全額。
②診療情報提供料（Ⅰ）について、紹介元医療機関への単なる報告について算定している。
→（別紙様式11）等にのっとった紹介状である必要があります。
③診療情報提供料（Ⅰ）について、紹介先の機関名を特定していない文書で算定している。全額返還。
④特定薬剤治療管理料について、月1回に限り算定すべきものを月2回算定している。2回目の全額を返還。

昨年度の指摘事項（一部）（講習会資料より）

【今後の予定】

9月14日(土)	14：00～15：30	宮古市 市民文化会館
9月24日(火)	19：00～20：30	盛岡市 アイーナ
10月19日(土)	14：00～15：30	久慈市 アンバーホール
10月29日(火)	19：00～20：30	一関市 なのはなプラザ
11月16日(土)	大船渡市	11月19日(火)　奥州市
12月21日(土)	釜石市	12月23日(月)　北上市

（詳細は定期郵送物同封のチラシをご覧ください）

鍼（はり）のひびき

近年学校検診をめぐり様々な問題が指摘されている。大きなカテゴリーに分けると①プライバシー保護に関するもの、②診断の精度に関するもの、である。学校にとって検診は義務だが、学校医にとっては任意ともいえる。拘束時間や業務内容に見合わない手当で、地域貢献の一環として半ばボランティア的に引き受けている場合が大半だ▼昭和のころとは違い、児童・生徒を上半身裸にして一列に並べて検診を行うなどもっての外。Tシャツ等着衣のまま診察ブースに呼び入れ、シャツをまくり上げて何とか診察をするのが精いっぱい。それでも不快感をあらわにする生徒はいるし、「目つきや触り方がいやらしい」など、怒りを通り越して気持ちが折れてしまいそうな苦情を保護者から受けることも稀ではない。医師会等を通して毎年再三検診の意義と適切な視診・聴診・触診の必要性を説いても、むしろ年々要求（不満）は高まっているようだ。代表的な意見は「内科診察は女医にしてほしい」「下着とTシャツは脱がせないでほしい」などだ▼一方、診察結果については最善というより無謬を求める傾向が強い。また、「特発性脊柱側弯症の見逃し（?）」については全国で毎年のように保護者と学校・学校医の間で紛争や訴訟などが起きている。思春期の女性に多い脊柱側弯症発見には「上半身裸にして両肩や肩甲骨の左右不均衡を観察した上で前屈させて背部や腰部の不均衡を診る」というのが医学書にも書かれた正しい診察方法だ。しかし、検診を担当するのは整形外科専門医ではなく、内科診察の一部としてこれも診ることを強いられている。ましてや前述の状況である。担当医に多くを求めるのは酷ではないか。学校医が防御的にふるまうなら、検診を引き受けない、または、わずかでも疑わしいものや十分な診察ができなかったものはすべて二次検診にまわすなどの事態になろう▼何のための検診なのかの共通理解と、その必要性と不確実性を双方が共有してゆくことが何よりも大切だ。（尾形）

■　税務調査、個別指導、保健所の立入検査の連絡があった際は、お早めに協会にご相談ください。（TEL019-651-7341）

国保に「ふるさと納税」の活用を

代議員会開催

6月30日(日)、東京・都市センターホテルで保団連第3回代議員会が開催されました。全国より114名の代議員をはじめ、オブザーバー2名、役員58名、事務局115名、合計で289名の参加があり、当会からは南部代議員、坂本代議員代理、小山田保団連理事、事務局が参加しました。また、南部代議員は選挙管理委員長を務めました。会務報告、決算、診療報酬改定要求、役員定数、役員の辞任・補充選任、決議等全ての議題が採択されました。

岩手からの発言通告（要旨）は以下の通りです。（発言通告全文と執行部答弁はホームページに掲載）

〈発言通告〉

国保の均等割課税額に「ふるさと納税」の活用を

岩手　南部淑文

岩手県宮古市では、今年度より、18歳未満児の国保の均等割課税額を免除する。その財源が、「ふるさと納税」の「市長におまかせ」という項目分である。しかし、「高すぎる国保税」という根本的な問題が解決されたわけではない。国が国費を投じて、国保の欠陥構造を見直すことが必要である。

国保税を減免させる方策としての「ふるさと納税」の活用を提案する。

〈発言通告〉

医療や介護の「専門用語」を簡潔にわかりやすくしてほしい

岩手　南部淑文

介護保険制度施行からもうすぐ20年となるが、制度は複雑化し、用語も難しくなってきている。どのような介護サービスなのかわからないものも多く、その難解さを隠れ蓑として制度の改悪が行われている。医療においても、「在宅医療」の診療報酬は大変複雑である。

行政には、医療現場や利用者にわかりやすい用語を使用するよう要請してほしい。

代議員会のようす

子どもの医療費「現物給付」拡大と歯科衛生士への給付型奨学金制度の創設を

盛岡市歯科医師会と懇談

7月4日(木)、アートホテル盛岡にて一般社団法人盛岡市歯科医師会（以下、盛歯と略）との懇談を開催しました。盛歯からは佐藤寿久会長、小笠原宰記、鈴木洋之介両副会長、村上克利専務理事、熊谷哲也常務理事が出席され、当会からは南部淑文会長、小山田榮二、黒田康之両副会長、米持武美常任理事、事務局が出席しました。

両会長のあいさつに続き、資料説明と懇談に移りました。

はじめに村上盛歯専務理事より、昨年実施した平成30年度「盛岡市への提言」について詳細な資料説明とご報告がありました。

当会からは、小山田副会長より活動報告や資料紹介などを行い、当会活動へのご理解とご協力を求めました。

資料説明の後、小笠原盛歯副会長の乾杯で懇親となり、お互いの資料への質疑や、子どもの医療費助成制度、次期診療報酬改定、歯科訪問診療、金パラ問題、歯科技工士・歯科衛生士問題など、歯科を取り巻く情勢や諸課題などについて和やかに意見交流がなされました。

また、歯科衛生士を目指す一定の要件を満たす社会人を対象とし、最大で学費の7割（168万円）が支給される岩手医科大学医療専門学校の「専門実践教育訓練給付制度」についても話題となりました。

例年同様、盛岡市の子どもの医療費助成制度について、中学卒業まで「現物給付」の拡大を目指すことについては両者意見が一致しており、当会より盛歯に対して、本年度の盛岡市への提言においても強く要望していただきたいと要請するとともに、当会で実施した歯科衛生士養成学校就労意識調査結果を踏まえ、盛岡市独自の給付型や無利子の奨学金制度の創設もあわせて要請しました。

ベアレンで乾杯！

7月24日(水)、盛岡のビアパブベアレンで「ベアレンビールを楽しむ会」を行いました。前日まで寒い日が続いていましたが、当日は蒸し暑く、ビールを飲むには最高の気候となり、定番のクラシック、シュバルツ、アルトの他、この時期限定の夏のヴァイツェン、コビルビール、レモンラードラー、かぼすラードラーなどを県産食材のコース料理とともに楽しみました。

ビンゴ大会では、富国生命、大樹生命、日本生命、第一生命、明治安田生命各社様から協賛いただき、エビスビール24缶セットやエーデルワイン2本セット、各生保会社のノベルティーグッズなど景品をいただきました。

1位でビンゴに当たった先生には、景品の中から保険医協会会長賞のベアレンビール詰め合わせセットがプレゼントされました。その後も、当たった方から好きな景品を選んでいただき、同時に当たった4人がじゃんけん大会となるなど、大いに盛り上がりを見せ、参加者全員に景品が渡され、笑顔で帰途に就きました。

1位でビンゴに当たった先生へ景品を渡す小山田副会長（右）

常任理事会だより 6月

【日　時】
2019年6月11日(火)
19：30～21：15

【場　所】
フコク生命ビル会議室

【出席者】
役員、事務局併せて14名

1、2019年5月期活動報告並びに2019年6～7月期活動計画が承認された
2、2018年度決算見込報告及び2019年度予算案が承認された
3、保団連代議員会の発言について承認された
4、「保険でより良い歯科医療を求める請願署名」推進のための往復ハガキ署名用紙の活用が承認された
5、講演会の企画について承認された

理事会だより 7月

【日　時】
2019年7月16日(火)
19：00～20：10

【場　所】
ホテルメトロポリタン盛岡　NEW WING

【出席者】
役員、事務局併せて18名

1、2019年6月期活動報告並びに2019年7～8月期活動計画が承認された
2、講演会の企画について承認された
3、保団連医療研究フォーラムの記念講演講師について依頼を行うことが承認された

2019.6.23 総会記念講演要旨　シリーズ①

憲法と子どもの人権

首都大学東京教授　木村草太氏

そもそも人権とは何か？

そもそも人権とは何なのか、子どもに入る前に「人権」という概念を正しく理解する必要があります。

人権は法学的には「人間が人間であるという理由で保障されるべき権利」と定義されています。この定義は憲法に限らず、国際法の世界でもこのように定義されるので普遍的な定義といってよろしいと思います。

人権は人間が人間であるため保障されるので、世界中にいるどんな場所、どんな人であっても保障されなくてはいけないという重要な定義です。

非常に重要なのが、人間であるという理由だけで、それ以外のことは一切考慮せずに保障されるということで、しばしば、人権の思想、保障について誤解されることがあります。

例えば、人間にはそれぞれ良いところや価値があるのだから、全ての人に人権を保障しなければいけない、と説明をされることがあります。間違いではありませんが、慎重にしなければいけない言い方です。

何かの価値が全ての人にあるから人権が保障されるという論理になると、価値がない人間には人権を保障しなくて良いという議論になってしまいます。価値があるかどうかを決めるのがその人ではなくて他の人、社会や国家であったりすると、国家や社会がこの人は人権を保障しなくて良い価値のない存在だと言って、人権を保障される人を選抜して特定の人たちを排除してしまうことを許してしまいます。

人間であるという理由それだけで、自分から見て、社会から見て、国家から見て価値がないと思われようが、保障されなければいけない、それが人権なんだ。これがとても大事な考え方です。

価値によって人間を選抜するのは極めて危険なことだと人類は悲惨な経験から学んできました。だからこそ人権は保障されなければいけないと考えられたわけです。

保障の在り方

人権は全ての人に保障されなくてはいけないものです。その保障の在り方には様々な次元の在り方が考えられます。

まず、地球レベルの層があります。20世紀半ば以降、人権保障の国際化が言われ、グローバルなレベルで人権を保障する動きができています。1948年には世界人権宣言が出されています。国際法の効力はなく、宣言に留まる文章ですが、世界の観点で保障しなければならないということを説明した重要な宣言となっています。

1966年に国連で採択された国際人権規約は国際法上、参加国を拘束する国際法的効力のある法です。世界人権宣言を受けて、国連では国際人権規約を作り、条約として人権を保障しようという動きも進められてきました。

地球レベルまではいかないけれど、国のレベルを超えた国際的な人権保障の枠組みがあります。非常に進んだ例が1953年に発効されたヨーロッパ人権条約です。ヨーロッパの国々が参加している条約で、国を超えた地域レベルで保障されています。

> **人権：人間が人間であるという理由で保障されるべき権利**
>
> **→人権保障の複数の層**
> 地球レベル、大陸レベル
> 国レベル、自治体レベル

外交の中での人権

人権はヨーロッパ以外でも国際的な地域のレベルで全く無関係かというとそうではなく、我々の外交を規律する大事な価値です。

例えば今、香港で史上空前のデモが起きています。外交の中で人権が守られる価値とされていなければ、他の国は勝手にどうぞという態度を取るし、取るべきとなりますが、我々は表現の自由の行使に対して仮に弾圧が加えられそうになったら、日本の外務大臣だって懸念を示したり、場合によっては強い要求を出したりします。それはアジア地域、南米地域、アメリカであっても人権問題は国際的な関心事であるというのは外交上の前提となっており、それがどこまで機能するかはともかくとして、全く無視していい、他の国の人権問題は口出ししなくて良いという問題ではないと理解されています。

それとは別に国レベル、各国の憲法、あるいは自治体というレベルで人権保障の枠組みが作られることがあります。そういう意味で人権保障は、多様な層があり、それぞれにできることとできないことがあり、協力し合いながら共通の目的を実現しようとしている、このような入口を持つ事が重要ではないかと思います。

子どもの権利

子どもの人権の世界レベルのものとして、「子どもの権利条約」が1989年に作られています。さらに売買春・児童ポルノ、武力闘争の選択議定書というのが現代的な問題として加わっています。

お寄せいただいた質問の中に、「戦争の被害を受けないということは、子どもの権利ではないのか」というようなご質問をいただきましたが、戦争は子どもの人権に対する最大の脅威の一つでありますから、国際的にも重大な関心事として近年では条約の一部に盛り込まれているということが言えるかと思います。

人権の種類

各国の憲法は権力を制限するために人権を保障する人権宣言というのを持っているのが普通です。

ただ、憲法で保障している権利は、人権を保障するための条文と、人権には分類できないけれど保障する必要があるということで憲法に規定があるというものもあります。

日本の国政選挙に参加する権利である選挙権は、定義上、人権とは言い難い、というのは、人間であれば世界中全ての人に保障されるものかというと、そうではなくて、日本に住み、日本国籍を持っていて日本国の統治に参加する日本国民の権利です。

労働基本権は全ての人間ではなく、労働者という身分にある人の権利です。そういう意味では、憲法上の権利と人権は完全に重なるわけではないということになりますが、憲法には様々な人権が書かれていて、それが憲法上の権利の中心であることは否定できないので、憲法上の人権を見ていきたいと思います。

憲法上の人権

> **基本的諸自由：世界に存在するための権利**
> 生存、健康、国籍・入国・在留
>
> **精神的自由権：精神活動の権利**
> 思想、信仰、表現、学問
>
> **経済的自由権：経済活動の自由**
> 職業選択、営業、財産権
>
> **身体的自由権：身体の自由**
> 適正手続、身柄拘束されない権利
>
> **社会権：福祉を受ける権利**
> 生存権、教育を受ける権利、労働環境の権利
>
> **平等権：差別されない権利**

人権の中には「基本的諸自由」という世界に存在するための権利があり、生存という、生きる自由があります。これは福祉を受ける生存権とは少し違い、正に国家に積極的に生存権を奪われないという権利で、健康であり、国籍があり入国し在留して良いという、最低限世界に存在するための権利が保障されています。

生きる自由が奪われるケースは、死刑です。極限的な死刑にならなければ生きる自由を奪ってはいけないというのが憲法が保障している自由とされます。

その他に精神活動の自由、経済活動の自由、身体の自由など様々な自由があり、さらに差別をされない権利や社会権と言われる一連の福祉を受ける権利があります。人権は人間であればだれでも保障されるので、子どもの人権というまでもなく、あらゆる人権は子どもに対しても保障されるものです。

そういう意味では人権、子どもの権利を難しく考える必要はなく、子どもたちにどう教えたら良いのかというご質問もいただいていますが、子どもの権利は憲法上の権利が国民全てに保障されていて、当然子どもたちも入ると教えれば良いというふうになります。

もっとも権利があることを教えるのは難しいところがあります。人権の行使は、スポーツや語学に似ているところがあり、実際に使ってみる、少なくとも模擬演習してみないと、憲法上の権利は使えません。

今日はお医者さんが多いかと思いますが、医学の知識も座学でこういう病気があってこういう薬がありますと聞いても、実際に患者さんとのコミュニケーションの中で臨床の経験がないと医療は実現できないというのと同じではないかと思います。

（文責・広報部）

岩手県知事選候補予定者アンケート結果

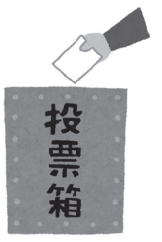

当会では、岩手県知事選挙に先立ち、候補予定者の方にアンケートをお願いしました。投票の際の参考にしていただければ幸いです。（左から到着順）

質問項目 ＼ 立候補者名	達増拓也 氏（55） 無・現	及川あつし 氏（52） 無・新
質問1　被災された国保と後期高齢者医療の方の医療費窓口負担の免除期限が本年１２月末となっています。被災者の生活が再建されるまで、東日本大震災被災者全て（免除が１年間で打ち切られた社保含め）の医療費窓口負担免除を継続することについてどのようにお考えですか。１つに〇をお願いします。 復興完了まで免除するべき 免除は打ち切るべき その他	**その他** 年度ごとに、被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を確認しながら判断します。	**復興完了まで免除するべき** 被災者の皆さんの実情は想像に余るものがある。未だに応急仮設住宅には1,700を超える方々が未だに住むことを余儀なくされている中継続すべきと考える。
質問2　子育てしやすい社会づくりのため、また少子化対策のため、中学校卒業まで医療の一部負担金を無料化とした方が良いと考えますがいかがですか。 無料とした方が良い 今まで通り負担は必要	**無料とした方が良い** 安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や子育てにやさしい職場づくりを進めることが必要。 具体的には、社会全体で結婚・子育てを支援する機運の醸成、妊産婦に対する切れ目のない支援の推進、多様な保育ニーズやひとり親家庭等に対するきめ細かな支援、「働き方改革」による職場環境の整備など、様々な対策を総合的に推進していく必要があると考えます。	**無料とした方が良い** 私としては、中学卒業までに加えて、高校卒業まで実施することで、より良い結果が望まれると思う。財源は海外事務所及び、海外事業の見直しで充分対応できると思う。
質問3　県立病院の医師の労働実態について、岩手県内の現状と対策についてどのようにお考えですか。	県立病院医師１人当たりの超過勤務時間は、平成22年度に比較して平成29年度は減少傾向になっているが、依然として高い水準にあり、これを低減していくことが重要であると考えます。 このため、関係大学等に対する医師派遣要請や即戦力医師の招聘活動など医師総数を確保する取組をはじめ、現在医師が行っている業務の他職種への移管など医師の負担軽減に向けた取組を進めます。	医師の労働実態は詳かに知ってはないが、医師不足の中、相当に厳しいものと推察する。医師確保・地域偏在の見直しによって少しでも緩和すべきと考える。
質問4　厚労省は２月18日、医師偏在指標に基づく医師多数・少数医療圏を初めて公表し、岩手県を含む16県が、人口や診療需要に対して適正な医師数を確保できていない「医師少数県」となっていることが明らかとなりました。 新たな指標をベースに都道府県や地域別の充足状況を数値化したところ、最も充足している東京は「329.0」、最も不足している岩手は「169.3」でした。 医師不足は以前から課題となっていますが、対策についてどのようにお考えですか。	これまで、医師確保対策アクションプランに基づき、奨学金による医師の養成や即戦力医師の招聘等に取り組んできましたが、国が公表した医師偏在指標により、改めて、全国的な医師の偏在が明らかにされました。 この問題を解消するため、県内的な対策に加え、県境を越えた医師の適正な配置調整により、全国的な地域偏在を根本的に解消するよう、法律の制定を提言しながら、他県との連携を強化し、国に働きかけていきます。	これまでの医師養成のための奨学金・助成制度の充実。さらには、地方病院勤務経験を医師経歴の中で高く評価するなど何らかのインセンティブが必要と考える。地方勤務への誘導策が重要である。
質問5　これからの医療・介護の政策について、特に力を入れたいことはなんですか。	医療と介護が一体的に切れ目なく提供され、自宅や介護施設等でその人らしく生活できる医療・介護体制を構築することが必要と考えます。 このため、医療機関の機能分担と連携や救急医療体制等の整備を推進するとともに、医師等の医療従事者の養成・確保に努めます。 また、介護や生活支援等についても、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めていきます。	私は特に介護従事者の待遇改善が再重要と考える。そのことによって、従事する人達の充足率も上ってくると思う。また、看護師については地元に戻ってくる何らかのインセンティブが必要だと思う。

味処 257

イタリアンダイニング
ラ・タヴェルナ
北上市

北上のさくら野の近くにあるお店です。ランチセットは数種類のパスタとピザの中から一品とサラダ・ドリンクバーが付いて１５００円（税抜）です。（単品でも可）

本日のパスタ「岩中豚のラグー（煮込み）と小松菜のパスタ」をオーダー。待っている間にサラダバーを楽しみます。定番のグリーンサラダや大根、人参の他、北上産野菜のバーニャカウダやほうれん草の塩ケーキ、じゃが芋の粒マスタード&マヨネーズ、長ネギのマリネ、お米と雑穀のサラダ、スープに自家製パンと種類豊富です。

これだけでお腹いっぱいになりそうですが、ここはイタリアンのお店。メインのパスタが待っています。ニンニクの風味が効いたトマトソースにたっぷりの岩中豚（岩手県産のＳＰＦ特選銘柄豚）。細いパスタが豚肉の旨味たっぷりのソースに絡み、シャキシャキの小松菜とジューシーなお肉が食欲をそそります。見た目よりボリュームがありますが、飽きずに食べられる美味しさ。

デザートには「特製クレーマ・カタラーナ」（４５０円・税抜）。カスタードクリームを凍らせたドルチェで、濃厚でケーキの様な味わい。少し時間が経つと、シャリシャリとした食感も楽しめます。コーヒーにぴったりのデザートでした。

岩手の旬の食材を生かしたお店で、パーティプランもあり夜も楽しめます。

ランチセット（1500円）

デザート
特性クレーマ・
カタラーナ
（450円）

北上市本通り1-5-31
TEL 0197-61-0822
営業時間
11：30～15：00
18：00～22：00
（14：30ラストオーダー）
（21：30ラストオーダー）
定休日　月曜日